

建設工事業者 各位

北秋田市財務部財政課長

現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱いについて（通知）

このことについて、すでに平成30年2月1日付け通知において現場代理人の兼務の常駐義務を緩和しているところですが、北秋田市競争入札事務取扱要綱の改正に伴い次のとおり通知します。

1. 同一の現場代理人を配置しようとする工事が次の要件をすべて満たしている場合には、受注者はあらかじめ発注者の承認を得て、合計で3件まで（災害復旧工事等（災害復旧工事、改良復旧工事その他これらに類する工事をいう。以下同じ。）が1件あるときは4件まで、災害復旧工事等が2件以上あるときは5件まで）当該現場代理人をそれぞれの工事現場に配置できるものとする。
  - （1）市、県又はこれらに準じる者として発注者が認める者が発注する工事であること。（ただし、北秋田市以外の者が発注する工事については、当該者が兼務を認めた場合に限る。）
  - （2）工事現場がいずれも北秋田市内であること。
  - （3）1件の請負金額が4,000万円未満（建築一式工事の場合は8,000万円未満。）の工事であること。
2. 同一の現場代理人をそれぞれの工事現場に配置しようとする場合には、受注者は様式1「現場代理人の兼務申請書」（以下「申請書」）を発注者に提出し、承認を得るものとする。
3. 発注者は受注者より申請書の提出があった場合、その内容が上記1の要件を全て満たす場合には、これを承認する。ただし、発注者が常駐を必要と判断した場合には、この限りではない。
4. 上記3により承認を受けた後、契約変更等により上記1の要件を満たさなくなった場合は、それぞれの工事に別々の現場代理人を常駐させなければならない。
5. 適用期日  
令和5年4月1日より適用する。なお、本通知をもって平成30年2月1日付け通知を廃止します。